

- 令和6年能登半島地震では、被災地内の「能登空港」の他、被災地外の「小松空港」、「富山空港」、「福井空港」が、人命の救助活動、緊急物資及び人員等の輸送活動の拠点としての役割を担った。
- 人命の救助活動、緊急物資等の輸送活動の拠点として救援機を受け入れるためには、救援機への燃料供給が不可欠。
- 半島地域及び離島地域にある地方管理空港（地方公共団体が管理する空港）の多くは、災害救援活動に必要な航空機給油施設を備えていない状況にあり、半島地域及び離島地域の空港の防災機能の強化を図るため、新たに補助制度を創設。

○補助事業の目的

半島地域及び離島地域における空港の防災機能の強化を図るため、自然災害の発生時における人命の救助活動又は緊急物資若しくは人員等の輸送活動（以下「災害救援活動」という。）の拠点として機能するために必要な施設の整備を促進することを目的とする。

○補助事業の対象空港

半島地域・離島地域に所在する地方管理空港 35空港（うち航空機給油施設を備えていない空港 **26空港**）

能登・南紀白浜・**利尻**・**奥尻**・大島・**新島**・神津島・**三宅島**・**八丈島**・**佐渡**・**隠岐**・**対馬**・**小値賀**・**福江**・**上五島**・**壱岐**・種子島・**屋久島**・奄美・**喜界**・**徳之島**・沖永良部・与論・**粟国**・**久米島**・**慶良間**・**南大東**・**北大東**・**伊江島**・**宮古**・**下地島**・**多良間**・新石垣・**波照間**・**与那国**

○補助事業の内容

航空機給油施設（屋外タンク又は地下タンク）の新設、増設又は耐震性の確保を目的とした改良

航空機給油施設の屋外タンク又は地下タンクの貯蔵量は、災害救援活動を行うために必要な数量に燃料の補給期間を考慮した補給数量を加えた数量（上限120kL）。

○補助事業者

地方公共団体、市町村、民間事業者（市町村又は民間事業者は、地方公共団体を補助事業者とする間接補助事業者）

○補助率

国 8/10以内

○補助要件

- ・半島地域・離島地域に所在する地方管理空港で、災害救援活動を行うために必要な燃料を確保するための航空機給油施設を必要とし、航空機給油施設を適切に管理する能力を有すること。



屋外タンクの例

国土交通省

令和8年度 空港防災機能施設整備事業費補助金

【募集要領】

令和8年5月

航空局 航空ネットワーク部 空港技術課 空港災害対策室

〔目 次〕

1. 空港防災機能施設整備事業費補助金の趣旨
2. 補助事業の概要
3. 補助対象経費
4. 補助率
5. 応募件数
6. 応募手続きの概要
7. 審査・評価について
8. 交付決定
9. 補助金の交付
10. 交付決定後の注意事項
11. 反社会的勢力との関係が判明した場合
12. その他

1. 空港防災機能施設整備事業費補助金の趣旨

空港防災機能施設整備事業費補助金（以下「補助金」という。）は、半島地域及び離島地域における空港の防災機能の強化を図るため、自然災害の発生時における人命の救助活動又は緊急物資若しくは人員等の輸送活動（以下「災害救援活動」という。）の拠点として機能するために必要な施設の整備に要する経費の一部を国が補助するものです。

※ 補助金の交付は、予算の範囲内で行うものとします。また、その対象となる事業の実施にあたっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定が適用されます。

※ 「半島地域」とは、半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項で指定する半島振興対策実施地域をいう。

※ 「離島地域」とは、次のいずれかに該当する地域をいう。

- ・ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項で指定する離島振興対策実施地域
- ・ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島
- ・ 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島

2. 補助事業の概要

（1）補助事業の概要

補助事業は、次に示す事業を対象とします。

- ① 半島地域及び離島地域に所在する地方管理空港の航空機給油施設の新設又は増設
- ② 半島地域及び離島地域に所在する地方管理空港の航空機給油施設の耐震性の確保を目的とした改良

本事業で新設又は増設する航空機給油施設の貯蔵所は、屋外タンク貯蔵所又は地下タンク貯蔵所とします。

航空機給油施設の貯蔵量は、災害救援活動を行うために必要な数量に、燃料補給に要する期間を考慮した補給数量を加えた数量とし、120キロリットルを上限とします。

※ 航空機給油施設の新設又は改良に伴う貯蔵量の算出方法や、耐震性の確保を目的とした改良の対象となる事業の内容など詳細な事項については、個別に相談を受け付けますので、6. 応募手続きの概要に記載の担当までご連絡下さい。

（2）補助事業の要件

補助事業は、次に示す条件を必要とします。

- ① 航空機給油施設を適切に管理する能力を有すること
- ② 災害救援活動を行うために必要な燃料を適切に管理し、常時確保すること

本事業の航空機給油施設は、自然災害の発生時に災害救援活動を行うために必要となる燃料を優先的に供給する目的で設置する施設であるため、平常時から適切に維持管理を行い、災害救援活動を行うために必要な燃料を常時確保（海象条件によって燃料の輸送が困難な場合等の事由により、やむを得ず確保できない場合を除く。以下同じ。）する必要があります。

なお、航空機給油施設に貯蔵する燃料は、災害救援活動を行うために必要な燃料を常時確保することで、平常時に航空機に燃料を供給する目的で使用することができます。

(3) 補助対象事業者

補助金の補助対象事業者は、半島地域及び離島地域の地方管理空港を管理している地方公共団体とします。なお、補助事業者の地方公共団体は、間接補助事業者（市町村又は民間事業者）に間接補助金を交付する場合には、空港防災機能施設整備事業費補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）第24条に規定する条件等を付す必要があります。

※ 「地方公共団体」とは、地方管理空港の管理を行う地方公共団体をいう。

※ 「市町村」とは、地方管理空港が所在する都道府県の区域内の市町村（地方公共団体を除く。）をいう。

※ 「民間事業者」とは、地方管理空港において航空機給油事業（空港法第15条第1項に規定する空港機能施設事業であつて、航空機給油施設を建設し、又は管理する事業をいう。）を行う者をいう。

(4) 事業期間

事業期間は、交付決定の通知日から令和8年度末までとします。

令和8年度の補助事業は単年度事業となります。補助事業の実施期間は、令和9年度までを予定しています。なお、補助金の交付やその額はあくまで各年度の予算の範囲内で決定されることになり、後年度分の補助金交付を必ず保証するものではありませんので、ご注意ください。

3. 補助対象経費

補助事業の補助対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、次のaからcのすべての条件を満たす補助事業項目の経費とします。

- a. 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- b. 補助金交付決定後に、契約・発注により発生した経費
- c. 証拠書類・見積書等によって契約・支払金額が確認できる経費

・補助事業項目

航空機給油施設の新設、増設又は耐震性の確保を目的とした改良に要する経費

4. 補助率

補助金の額は、補助対象経費に補助率8/10を乗じて得た額以内の額とします。

※ 補助金の交付は、予算の範囲内で行うものであるため、補助率8/10とならない場合があります。

5. 応募件数

応募件数は、空港ごとに1件とします。

6. 応募手続きの概要

(1) 応募期間

令和8年5月20日(水)～令和8年7月15日(水)17時[必着]

※応募結果の通知は、令和8年8月下旬から9月上旬を予定しています。

(2) 提出先(お問い合わせ先)

航空局 航空ネットワーク部 空港技術課 空港災害対策室(担当:馬上、吉田、沼澤)

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

電話: 空港技術課 03-5253-8725

Eメール: 空港技術課 magami-t46n8★mlit.go.jp yoshida-t2r5★mlit.go.jp

numazawa-y82ab★mlit.go.jp

(★を@に変えて送信して下さい)

(3) 提出方法

書類の提出は、Eメール又は郵送等をお願いします。なお、郵送等で提出される場合は、封筒の表面に朱書きで[空港防災機能施設整備事業]と明記して下さい。

(4) 提出書類

補助事業の応募の際に必要な提出書類は以下のとおりです。

① 事業計画書表紙

・補助金交付要綱様式第1「令和〇年度〇〇空港防災機能施設整備事業費補助金交付要望書」を表紙として使用して下さい。

② 事業計画

・事業名、事業者、事業の目的・概要、必要性・緊急性、事業の効果、事業費、事業期間、実施体制等について記載して下さい(別紙1参照)。

③ 工程表

・事業期間を示す工程表を作成して下さい(様式任意・用紙サイズA4)。

④ 事業計画の概要資料

・事業計画の概要資料を作成して下さい(別紙2参照)。

⑤ 事業費算出資料

・事業費の内訳が確認できる事業費算出資料(積算資料等)

・事業費算出の基礎となる見積書については、複数の事業者からの見積書をご用意いただき、見積書の比較表(様式は別紙3)を作成して下さい。

※ 各見積書の表紙右上に、「見積書①」、「見積書②」等の通し番号を記載し、補助対象経費以外の経費が含まれる場合は、赤線などで補助対象経費の項目がわかるように示して下さい。

・複数の事業者からの見積書を用意することが難しい場合は、経費が妥当であると客観的に認められる資料（メーカーカタログ等）をご用意下さい。

⑥ その他事業計画を審査する上で参考となる書類

・補助対象施設の概要が分かる資料（パンフレット、カタログ等）、その他設計書や図面等
・補助事業実施箇所の現況がわかる写真（様式任意）

⑦ 上記①～⑥の電子データ

・①～⑥を1つのPDFファイルにまとめて提出して下さい。

※ PDFファイルは、印刷時の用紙サイズをA4判として下さい。

・別紙1及び別紙2は、Word、PowerPointのオリジナルデータを提出して下さい。

・電子データの名称は以下の通りとして下さい。

①～⑥（PDF）：「01_応募者名_空港名_応募資料一式」

別紙1（Word）：「02_応募者名_空港名_別紙1（事業計画）」

別紙2（PowerPoint）：「03_応募者名_空港名_別紙2（事業計画の概要）」

・郵送等で提出される場合は、DVD-R等の記録媒体に保存して提出して下さい。

(5) その他

・郵送等により提出される場合には、配達されたことが証明（確認）できる方法（郵便の場合にあっては、簡易書留、特定記録等）によってお送り下さい。

・提出された書類等は返却いたしません。

・書類等の作成、送付等に係る費用は応募者の負担となります。

7. 審査・評価について

(1) 応募された事業の審査・評価

募集期間中に応募のあった事業について、以下の観点から審査・評価を実施します。なお、審査・評価の過程で、内容に不明確な記載等がある場合には、応募者に対して、必要に応じて追加の資料請求やヒアリング等を行う場合があります。

■審査・評価の観点

- ・ 事業の内容と補助事業の目的との整合性
- ・ 事業の必要性、効果
- ・ 概算事業費及びその内訳の妥当性
- ・ 施設規模（タンク種類、貯蔵量、基数等）の妥当性
- ・ 事業の実施体制、施設及び燃料油の管理体制
- ・ 事業期間の妥当性

(2) 事業計画の採択

(1) に示す審査・評価の観点に基づき国土交通省が事業計画を審査し、国土交通省が採択事業を決定します。その後、国土交通省より応募者に対し審査の結果を通知（内定通知）いたします。

8. 交付決定

審査結果通知後、補助金交付申請書の提出等、補助金の交付に係る必要な手続きを行っていただきます。

補助金の交付予定額等については、補助金交付申請書の内容を精査の上、交付決定通知書により正式に決定、通知します。交付決定通知書により通知する補助金交付決定額は、応募時の補助金交付申請額より減額となる場合がありますので、ご留意下さい。

- ・補助金交付申請書等、所定の様式は、補助交付申請者へ改めて通知いたします。
- ・補助金交付申請書の作成に当たっては、消費税及び地方消費税額等仕入控除税額※を原則、減額して記載するものとします。
- ・なお、補助金交付決定額は、補助限度額を明示するものであり補助金支払額を約束するものではありません。また、使用経費が当初の予定を超えた場合にあっては、当初決定し通知した補助金交付決定額を増額することはできません。

※ 「消費税等仕入控除税額」とは、補助事業者が課税事業者（免税事業者及び簡易課税事業者以外）の場合、本事業に係る課税仕入に伴い、消費税及び地方消費税の還付金が発生することになるため、この還付と補助金交付が重複しないよう、課税仕入の際の消費税及び地方消費税相当額について、原則としてあらかじめ補助対象経費から減額しておくこととします。この消費税及び地方消費税相当額を「消費税等仕入控除税額」といいます。

9. 補助金の交付

補助金の交付については、補助事業の完了後、1か月を経過した日又は補助事業完了年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに完了実績をご提出いただき、実施した事業内容の検査と経費内容の確認により交付すべき補助金の額を確定した後、精算となります。ただし、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度の4月30日までに年度終了実績報告書を提出していただきます。

また、補助金は、会計法（昭和22年3月法律第35号）第22条及び予算決算及び会計令（昭和22年4月勅令第165号）第58条に基づく概算払いをすることができます。

- ・補助金の交付までには、完了実績報告書の提出後2か月程度かかります。
- ・補助金は経理上、交付を受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税等の課税対象となります。
- ・なお、虚偽の申請が発覚した場合は、採択後であっても該当補助金の交付を取消す場合があります。
- ・完了実績報告書提出時には、完成図書、契約書や請求書等による実際に要した経費が分かる資料等の添付が必要となります。

10. 交付決定後の注意事項

(1) 補助対象事業の計画内容や経費の配分変更等

交付決定を受けた後、本事業の経費の内容若しくは配分を変更しようとする場合等には、事前に大臣の承認を受けなければなりません。また、交付の決定に係る申請の取下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければなりません。

なお、本事業の経費の内容について軽微な変更をしようとする場合は、大臣の事前承認は必要ありませんが、担当との調整が必要となります。

※軽微な変更の詳細な事項については補助金交付要綱別表第2を参照して下さい。

(2) 状況報告

補助事業期間中において、大臣の要求があった場合には、すみやかに状況報告書を大臣に提出しなければなりません。

(3) 補助事業に関する書類の管理等

補助事業に関する書類については、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間、管理・保存しなければなりません。

(4) 取得財産の管理等

補助事業において取得した財産については善良なる管理者の注意をもって取得財産管理台帳を備え、適切に管理していただきます。取得財産については、事業完了後も一定期間において、その処分等につき大臣の承認を受けなければなりません。なお、承認後に処分等を行い、収入があったときには、補助金の一部を返納させることがあります。

(5) 補助金成果検査

本事業終了後、国土交通省は次に掲げるとおり補助金成果検査を行います。

- ① 報告書等の書類の審査を行います。
- ② 必要に応じて現地調査等により補助対象事業者等に報告を求めることがあります。
- ③ 検査職員等がその補助対象事業を実施した場所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することがあります。

また、本事業終了後、会計検査院等が実地検査に入ることがあります。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに従わなければなりません。

(6) 補助金の目的外使用の禁止

補助金を補助事業以外の用途に使用した場合（間接補助事業を行う市町村又は民間事業者が、間接補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合を含む。）は、補助金の返還命令等を行うことがあります。

1 1. 反社会的勢力との関係が判明した場合

- (1) 補助申請者は、反社会的勢力との関係がないことを誓約いただいたものとします。
反社会的勢力とは以下のいずれかに該当する者を言います。
①暴力団 ②暴力団員 ③暴力団準構成員 ④暴力団関係企業
⑤総会屋等 ⑥社会運動等標ぼうゴロ ⑦特殊知能暴力集団等
⑧①～⑦に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
(イ) ①～⑧に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること。
(ロ) ①～⑧に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること。
(ハ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって①～⑧も掲げる者を利用したと認められること。
(ニ) ①～⑧に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。
(ホ) その他①～⑧に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること。
- (2) 応募者（代表者及びその役員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。））について、反社会的勢力であることが判明した場合、採択を行いません。また、採択後・交付決定後に判明した場合であっても、採択や交付決定を取消します。
- (3) また、応募者自ら又は第三者を利用して以下に該当する行為をした場合は、(2)と同様の取扱いとします。
①暴力的な要求行為
②法的な責任を超えた不当な要求行為
③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
④風説を流布し、偽計を用い、若しくは威力を用いて国土交通省の信用を棄損し、又は国土交通省の業務を妨害する行為
⑤その他①～④に準ずる行為

1 2. その他

- (1) 個人情報の管理
本補助対象事業への応募に係る提出書類等により取得した個人情報については、以下の利用目的以外に利用することはありません。ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。
・本補助対象事業における補助対象事業者の審査・選考・事業管理のための利用
・採択後の事務連絡、資料送付等のための利用

(2) 政治資金規正法

政治資金規正法第22条の3第1項の規定により、国から一定の補助金等（ただし、試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わない補助金等は寄付制限の例外として除かれています）の交付の決定を受けた会社その他の法人は、当該補助金等の交付の決定の通知を受けた日から一年間、政治活動に関する寄附をすることが出来ないこととされています。

補助金は、上記の寄附制限の例外（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの）に該当します。

○政治資金規正法（昭和23年法律第194号）（抄）

（寄附の質的制限）

第二十二條の三 国から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの及び政党助成法（平成六年法律第五号）第三条第一項の規定による政党交付金（同法第二十七条第一項の規定による特定交付金を含む。）を除く。第四項において同じ。）の交付の決定（利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。第四項において同じ。）を受けた会社その他の法人は、当該給付金の交付の決定の通知を受けた日から同日後一年を経過する日（当該給付金の交付の決定の全部の取消しがあつたときは、当該取消しの通知を受けた日）までの間、政治活動に関する寄附をしてはならない。

2～6 （略）

以 上